

府政防第 1588 号
国水下企第 44 号
令和 2 年 10 月 23 日

都道府県防災担当主管部局長 殿
(以下地方整備局等下水道事業担当部長等経由)
都道府県下水道担当部長 殿
政令指定都市下水道担当局長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）
国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道企画課長

避難所におけるマンホールトイレ導入の検討について

避難所におけるトイレの確保については、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」（平成 28 年 4 月 内閣府（防災担当））や「マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン-2018 年版-」（平成 30 年 3 月 国土交通省水管理・国土保全局下水道部）等により、各自治体において必要なトイレの確保や適切な管理について各自治体の取り組みをお願いしているところです。

避難所におけるトイレについては、携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレといった種類によって特長が異なるため、自治体におかれては、ライフラインの状況や避難者の状況等に応じて使用できるよう準備をしておくことが求められています。

マンホールトイレについては、し尿を下水管に流下させることができるため、衛生的に使用できるほか、段差が少なく洋式トイレを用意することができるためバリアフリーとすることができる上に、仕切り施設（テント等）を広くとれば、障がい者等の利便にもつながるものと認識しています。

地方公共団体（防災担当及び下水道担当）におかれては、地域の実情等を踏まえ、避難所におけるトイレの確保に向けた検討において、障がい者等向けトイレ、とりわけマンホールトイレの導入についても関係部局が相互に連携して検討されるよう、よろしく申し上げます。

なお、災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設（敷地面積 0.3ha 以上の防災拠点又は避難地に限る。）に整備するマンホールトイレシステム（ただし、マンホールを含む下部構造物に限る。また、敷地面積 0.3ha 以上 1ha 未満に該当する防災拠点又は避難地におけるマンホールトイレシステムの整備については、1 地方公共団体あたり 10 箇所を上限として交付対象とする。）については、下水道総合地震対策事業による防災・安全交付金の交付対象となることをあわせて申し添えます。

なお、都道府県におかれましては、この旨管内市町村（下水道担当は政令指定都市を除く。）にも周知願います。

（参考）

- ・「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」（平成 28 年 4 月 内閣府（防災担当））

<https://a.msip.securewg.jp/docview/viewer/docN2D39AA80DB30c205f09574e27282d82feac22382ad3faa7b74e5fcf10654f70271ccf9558cd9>

- ・「マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン-2018 年版-」（平成 30 年 3 月 国土交通省水管理・国土保全局下水道部）

<https://a.msip.securewg.jp/docview/viewer/docN8522CEAD840Cff22ca918788a9e58194fdb6700590ba9a73f4a48a24a9936bf91e0bdb981c01>

【連絡先】

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
赤司、長谷川、秋吉

TEL 03-3501-5191 FAX 03-3502-6034

国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道企画課
斎野、板倉

TEL 03-5253-8427 FAX 03-5253-1596